

令和3年6月

介護保険事業者（以下「事業者」という。）、利用者・入所（入院）者（以下「利用者等」という。）に対する介護保険サービス（以下「サービス」という。）提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない旨、厚生労働省令で定められている。

本取扱要領は、当該事業者による市への事故報告が適切に行われるよう、報告すべき事故の範囲、報告の手順、報告事項等を定めるものであり、事業者においては、本取扱要領を参考としてマニュアル等を作成し、事故発生時の対応について万全を期されたい。

1. 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中の利用者等の事故及びサービス提供中に関連する利用者等の事故とする。

2. 報告すべき事故の種類及び範囲

事業者は、次の事由により該当する場合は、紀の川市及び関係市町村（以下「紀の川市等」という。）に対して報告する。

(1) サービス提供中の利用者の負傷等、誤薬、異食・誤えん

(注1) 「サービス提供中」とは、送迎、通院等の間を含むほか、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者等が事業所・施設（以下「事業所等」という。）内にいる間は、「サービス提供中」に含まれる。

(注2) 報告が必要な場合とは、①死亡に至った場合、②医療機関に入院又は医療機関において継続して治療することを必要な場合、③利用者又はその家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合、④利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性がある場合（利用者の家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合を含む。）

(注3) 報告すべきものについては、事業者側の過失の有無は問わない。

(2) 食中毒及び感染症等の発生

(注) 保健所等関係機関へも報告を行い、関係機関の指示に従う。

(3) 行方不明、無断外出の発生

(注) 敷地内で発見され、特に異常が認められない場合は、報告の対象に含まない。

(4) 職員（従業者）の法令違反、不祥事等の発生

(注) 報告すべきものについては、利用者へのサービスの提供に関連するものとする。

(例：利用者からの預り金の横領事件や利用者の送迎時の交通事故など)

(5) 災害の発生

(注) 震災、風水被害及び火災等の災害により利用者へのサービスの提供に影響するものとする。

(6) その他事業者が報告を必要と判断するもの及び紀の川市等が報告を求めるもの

3. 報告の手順

(1) 事故発生時の第一報

- ① 事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を取り、a.当該利用者の家族等に連絡するとともに、b.所要の関係機関へも報告・連絡を行い、c.遅くとも5日以内を目安に紀の川市等へ報告する。併せて、d.関係居宅介護支援事業者等へも連絡する。
- ② 紀の川市への報告は、別紙「事故報告書」を作成し、電子メールにより報告すること。
- ③ 利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高いものについては、直ちに紀の川市等へ電話により第一報の報告を行い、その後速やかに報告書を紀の川市に電子メールで提出すること。ただし、紀の川市等が就業時間外で電話連絡が取れない場合は、紀の川市等へFAXを送信しておき、翌就業日に連絡する。
- ④ 利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高い事故については、和歌山県那賀振興局健康福祉部へも併せて報告する。

(2) 途中経過報告及び最終報告

事業者は、その後の状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行うこと。事故の分析や再発防止策等に関しても完了次第報告を行うこと。事故処理が終了した時点で、紀の川市へ最終報告書の提出を行うこと。

事故処理が長期化する場合には、適宜、途中経過の状況について紀の川市へ報告する。紀の川市以外の関係市町村については、その市町村の指定する方法により報告を行う。

4. 報告事項及び報告様式

(1) 報告事項

報告事項は次のとおりとする。ただし、第一報提出時、⑧⑨⑩について記載できない場合は、一旦記載せずに提出し、後日すべての項目について記載した報告書を提出すること。

- ① 提出日、第何報か
- ② 事故状況
- ③ 事業所の概要
- ④ 対象者
- ⑤ 事故の概要
- ⑥ 事故発生時の対応
- ⑦ 事故発生後の状況
- ⑧ 事故の原因分析
- ⑨ 再発防止策

⑩ その他特記すべき事項

- ※ 利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高い事故、または紀の川市等が特に必要と認める事故については、報告様式以外の関係書類（各サービスの計画書、アセスメント表、モニタリング表、担当者会議資料、支援経過記録等）の提出を求める場合があるので、予めこれらの様式を用意し、速やかに提出できるよう準備しておくこと。

(2) 報告様式

紀の川市への報告は、別紙「事故報告書」により電子メールで行うこと。

高齢介護課メールアドレス：k070600-001@city.kinokawa.lg.jp

- ※ 3. (1) ③に記載したが、利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高いものについては、直ちに紀の川市等へ電話も必要である。
- ※ 関係市町村及び県への報告は、当該市町村及び県が指定する方法により報告すること。この場合において、事業者は、あらかじめ、当該市町村及び県にその方法について確認をすること。

5. その他の事業者の対応

事業者は、介護事故を未然に防ぐための研修等を実施するとともに、事故発生時に適切な対応を行うための指針・事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を分析・解明し、及び再発防止に向けての対策を講じるとともに、紀の川市からより詳細な確認等を求められた場合には、再度報告を行うなど紀の川市の指示に従う。